

APEC 各国（韓国）での建築設備に係る設計及び設計監理者確定過程における
技術者の関連法制上の役割・責任の割り当ての実態に関する調査・研究

(社) 建築設備技術者協会・海外建築設備技術者小委員会
奥村克夫（芝浦工業大学）、川瀬貴晴（千葉大学）
中谷義宣（三友設計株式会社）
中尾光宏、木谷時夫（建築設備技術者協会）

1. 調査・研究の背景

(1) 日本における建築設備士については、1955年民間資格として「設備士」ができてから約50年、さらに1983年国家資格として「建築設備士」が制定されてから四半世紀が経過している。しかし、社会の変化に制度が追いつかないため、建築設備の重要性を支える「建築設備士」の必要性については周知の事実にもかかわらず、人口減少、少子高齢化という大きな社会システムの変換点の中で、技術の継承にも支障が出始めているとの指摘も出てきている。このような社会変化に相応した新しい建築設備に係る長期的、分野横断的観点に立った新しい制度の構築が求められている。

(2) 1950年に制定された建築基準法ならびに建築士法は、戦後復興を実現する上で大きな貢献を果たしてきた法律である。しかしながら、半世紀を経過した今日の状況を鑑みた場合、2005年に発生した耐震強度偽装事件が社会に多大な影響を与えたため、建設工事に対する国民の不信を払拭させ、さらに健全な工事慣行を定着させるなど、建築物安全確保に関する建築行政のあり方、さらには建築基準法、建築士法についても検討が行われた。2007年、新建築士法が公布され、これまでの「一級建築士」は意匠の外に、新たに構造設計一級建築士と設備設計一級建築士に専門分化され、設計に対する専門家の役割と責任とが明確にされることになった。しかしながら、設備設計・工事監理に実務上携わっている設備設計一級建築士が少ないことに起因し、設備設計の停滞や下請けによる設計を一級建築士が形式的に処理するような事態が生じる可能性が議論の俎上に挙がっている。このよう

な事態は、消費者や発注者への信頼の回復ならびに利益、建築物の安全確保、そして延いては国民経済の発展にも影響を及ぼしかねない極めて大きな問題であるとの指摘もなされている。

(3) 建築設備士は、建築士法で定められている技術者であり、建築一般及び建築設備に関する基礎知識を有し、設備設計・工事監理を遂行できる能力を持つ高度な設備専門知識を有する資格者である。しかし、残念なことに依然として建築士のアドバイザー的な資格者に留まり、新たな設備設計一級建築士の制定によって社会的な地位は相対的低下に繋がっている。

2. 調査・研究の目的

世界の各国では、種々多様な社会システムの構築が進められてきているが、特に建築に関するシステムについては建築士と建築設備技術者が担うべき役割が明確に定められている。したがって、APECに参加する諸外国の先行事例や類似事例についての情報を広く収集し、各国における実態、背景さらには課題について調査・研究を行うことは有益であると考えられる。

とりわけ、韓国では2008年6月、「建築基本法」が施行されており、施行後の建築関連法制度や社会システムの動向を把握しておくことは、今後の日本における建築設備士を含む建築関連法制度のあるべき姿を考察する上で極めて重要な意義を有するものであると考えられる。そこで、これらの考察に資することを、本調査・研究の目的とするものである。

3. 調査・研究の方法

本調査・研究の方法は、主に韓国の建築政策・設備資格制度に係る機関（学会、協会）ならびに企業に前以って依頼した事項の現地でのヒアリング調査、各機関、企業からの提供資料の翻訳・分析調査、さらには得られた結果を補完するための韓国の法律の抄訳、日本で入手した資料の調査・分析等によって行っている。

4. 調査・研究の成果

(1) 韓国における建築設備の定義は、「建築法」（日本の建築基準法の役割を成す）によって定められており、その内容は日本と同様、機械設備、電気設備及び消防設備に大別される。これらの設備の設計に当たる「関係専門技術者」は、それぞれ設備ごとに「国家技術資格法」で定められた建築機械技術士（建築分野）、空調冷凍機械技術士（機械分野）、建築電気設備技術士または送配電技術士（電気分野）ならびに消防設備技術士（安全管理分野）の免許を取得した専門技術者によって行われている。しかし、建築設備全般に係る法制度については、機械、電気、消防設備を網羅する体系化に向けて関係者による検討が進められている。

(2) 「建築士」の役割は建築士法で規定されており、建築物の設計・工事の他、建築物の調査、鑑定、現地調査・検査が業務として定められている。それ以外の技術に関する事項は、「エンジニアリング産業振興法」によって専門会社への発注が義務づけられている。このように、制度的な立場では建築士と建築設備技術者（技術士）は同格に近いものではあるが、実際は、仕事の受託に関わる経緯や建築士が仕事を統括する立場等にあることから、往々にして設備技術者は下請け的立場に置かれることが多く、総体的には弱い立場にあることが多いようである。

(3) 韓国の建築設備に係る技術者制度は、建築物に対する最低基準を定める「建築法」と、必要な技術基準を確保するための「建築士法」及び「国家技術資格法」によって担保されている。

(4) 建築法、建築士法、国家技術資格法については、大きな社会的事件が発生する度に、行政の立場から部分的な改正を行うことによって、対応が図られてきた。し

かし、今日の建築業務の実態や社会状況の変化に対して、これまでの均一的な確認行政の下での役割に大きな変革が求められていたため、改めて関係者が果たすべき責任と役割の明確化について確認・合意がなされた。そしてこのような過程が、韓国における建築設備技術者の現代社会への的確な対応と国際社会への適応に対する基盤づくりを可能にする共通認識となっていることが確認された。

(5) 韓国における建築設備技術者の立場は、建築物に対する消費者・発注者への対応、安全の確保さらには省エネルギー（エコ化）等に対する社会での建築設備技術者の担う役割の重要性への認識と法的位置づけによって担保されていることが明らかにされた。

諸外国をみても建築士が、意匠、構造、設備を一手に行えるような業務独占を認める日本の法的な枠組みの運用実態は、例外的であると指摘せざるを得ないと考えられる。そこで、国、業界、関係学協会が問題意識を共有するとともに専門家のピアレビュー等を行い、世界的に通用する建築設備技術者資格制度の早急な改革を行う必要があると考えられる。今後はさらに、他の APEC 各国に対しても同様に建築関連法制度ならびに技術者業務内容等の情報を収集し、「建築設備士」の本来あるべき姿を検討したいと考えている。

引用参考文献

- 1) (社) 日本設備設計事務所協会：設備設計（2010・臨時増刊号）、Vol.46、2010
- 2) 金英浩：韓国における建築設備事情、空気調和・衛生工学会会誌、Vol.70、No.1、平成8年
- 3) 奥村克夫：建築設備技術者の現状と課題、電気設備学会誌、Vol.30、No.5、2010
- 4) 中谷義宣：韓国の建築関連法律に関する抄訳
建築法、建築士法、建築基本法、建築物の設備基準、国家技術資格法、技術士法、建築物のエネルギー設計基準（国土海洋部告示第2010-371号）、その他建築設備に関する施行例等
- 5) 南 一誠：質の高い建築、まちづくりを実現するための建築関連法制の諸課題に関する基礎的研究 芝浦工業大学、2011